

第四百四十回国 参議院文教委員会會議録第十三号

平成九年五月二十七日(火曜日)

正午開会

委員の異動

五月二十六日

辞任

林 久美子君

補欠選任

木暮 山人君

出席者は左のとおり。

委員長

清水嘉与子君

理事

小野 清子君

鹿熊 安正君

石田 美栄君

委員

井上 裕君

田沢 智治君

馳 浩君

菅川 健二君

山下 栄一君

山本 正和君

本岡 昭次君

阿部 幸代君

江本 孟紀君

堂本 暁子君

長谷川道郎君

国務大臣

小杉 隆君

政府委員

佐藤 慎一君

雨宮 忠君

事務局側

青柳 徹君

常任委員会専門員

青柳 徹君

本日の会議に付した案件
○大学の教員等の任期に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(清水嘉与子君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、林久美子さんが委員を辞任され、その補欠として木暮山人さんが選任されました。

○委員長(清水嘉与子君) 大学の教員等の任期に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。小杉文部大臣。

○国務大臣(小杉隆君) このたび、政府から提出いたしました大学の教員等の任期に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

変化の激しい時代にあつて、大学が学問の進展や社会の要請に適切に対応して教育研究を推進していくことが求められている今日、各大学において不断に改革を進めて教育研究の活性化を図る必要があり、これを担う教員の果たすべき役割がますます重要になっております。

このため、大学教員の流動性を高めて大学における教育研究の活性化を図るための方策として、国公立の大学を通じて、各大学の判断で教員に任期制を導入できるようにする必要があります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一は、この法律案の目的についてであります。

これは、大学等において多様な知識または経験を有する教員等相互の学問的交流が不断に行われ

る状況を創出することが教育研究の活性化にとつて重要であることにかんがみ、教員等の任期について必要な事項を定めることによつて、大学等への多様な人材の受け入れを図り、もつて大学等における教育研究の進展に寄与することを目的として定めております。

第二は、国立または公立の大学の教員の任期についてであります。

これは、国立または公立の大学の大学管理機関が、教員について任期を定めた任用を行う必要があると認めるときは、教員の任期に関する規則を定め、これを公表することとともに、任命権者は、この規則を定めた大学の教員について、次の三つのいずれかに該当するときは、当該任用される者の同意を得て、任期を定めて任用できること等を定めております。

一は、教育研究の分野または方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が求められる教育研究組織の職につけるとき、

二は、みずから研究目標を定めて研究することを主たる職務とする助手の職につけるとき、

三は、大学が定めたまたは参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職につけることであります。

第三は、私立の大学の教員の任期についてであります。

これは、国立または公立の大学の教員について任期を定めた任用ができる三つの場合に該当するときは、学校法人は教員との労働契約において任期を定めることができるとしております。この場合、学校法人は、学長の意見を聞いて、あらかじめ教員の任期に関する規則を定め、公表すること等を定めております。

第四は、大学共同利用機関等への準用について

であります。

これは、大学共同利用機関等の職員のうち専ら研究または教育に従事する者について、国立または公立の大学の教員の任期に係る規定を準用することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(清水嘉与子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第二三九八号)(第一四〇七号)

一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一四一〇号)

一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一四一五号)(第一四一九号)

一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第一四二〇号)

一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一四二四号)(第一四二六号)

一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第

一四二八号(第一四二九号)(第一四三〇号)(第一四三七号) 一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一四四〇号) 一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一四四一号) 一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第一四四二号) 一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一四四四号)(第一四四七号)(第一四四八号)(第一四五二号)(第一四五三号) 一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一四五四号) 一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一四五五号) 一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一四六〇号)(第一四六三号)(第一四七〇号)(第一四七二号)(第一四七五号) 一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一四七七号) 一、大学教員への任期制導入の法制化反対に関する請願(第一四七九号) 一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一四八〇号)(第一四八二号) 一、大学教員への任期制導入の法制化反対等に関する請願(第一五〇三号) 一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一五〇八号) 一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願	(第一五〇九号)(第一五二五号) 一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一五二六号)(第一五二七号) 一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一五二八号)(第一五二九号)(第一五三〇号) 一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一五三二号)(第一五三九号)(第一五四三号)(第一五四九号)(第一五五〇号)(第一五六五号) 一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一五六六号) 一、大学教員への任期制導入の法制化反対に関する請願(第一五六八号) 一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一五七〇号) 一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一五七三号)(第一五七四号) 第一三九八号 平成九年五月九日受理 スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願 請願者 山形市小白川町五ノ二五ノ二三 亀井英二 外二七名 紹介議員 鈴木 貞敏君 この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。 第一四〇七号 平成九年五月九日受理 スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願 請願者 名古屋市中天白区山根町一二 武村 節雄 外八十四名 紹介議員 大木 浩君	この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。 第一四一〇号 平成九年五月九日受理 地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願 請願者 東京都文京区千駄木二ノ一八ノ一 一井上元子 外四名 紹介議員 奥村 展三君 この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。 第一四一五号 平成九年五月九日受理 スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願 請願者 鳥根県松江市山代町七七一 諏訪 守一 外四名 紹介議員 景山俊太郎君 この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。 第一四一九号 平成九年五月九日受理 スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願 請願者 東京都北区豊島二ノ二ノ一ノ二〇 樋口幹夫 外六百四十二名 紹介議員 小野 清子君 この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。 第一四二〇号 平成九年五月九日受理 スポーツ振興財源の確保に関する請願 請願者 東京都文京区千駄木五ノ一四ノ一 九 米山広作 外四十九名 紹介議員 小野 清子君 この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。 第一四二四号 平成九年五月九日受理 スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願 請願者 東京都府中市西原町四ノ二三ノ二 一 鈴木祐一 外二十四名 紹介議員 田沢 智治君	この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。 第一四二六号 平成九年五月十二日受理 スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願 請願者 兵庫県西宮市鳴尾浜一ノ一六ノ八 寺内幸治 外二十六名 紹介議員 芦尾 長司君 この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。 第一四二八号 平成九年五月十二日受理 地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願 請願者 新潟市大瀧二、六七ノ一六七 清水辰夫 紹介議員 真島 一男君 この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。 第一四二九号 平成九年五月十二日受理 地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願 請願者 佐賀県佐賀郡大和町尼寺二、四七 九ノ八 内田律二 外五十名 紹介議員 陣内 孝雄君 この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。 第一四三〇号 平成九年五月十二日受理 地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願 請願者 千葉県浦安市堀江四ノ一三ノ二八 野崎実 外五十九名 紹介議員 海老原義彦君 この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。 第一四三七号 平成九年五月十二日受理 地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願 請願者 熊本市田崎一ノ三ノ二 宮本敦子 外十七名
--	--	---	---

紹介議員 浦田 勝君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第一四四〇号 平成九年五月十二日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 仙台市泉区黒松一ノ二三ノ二九

吉田俊文 外八名

紹介議員 亀谷 博昭君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一四四一号 平成九年五月十二日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 東京都板橋区小茂根四ノ一八ノ二

阿部芳右衛門 外十名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第一四四二号 平成九年五月十二日受理

スポーツ振興財源の確保に関する請願

請願者 東京都板橋区熊野町三四ノ一五

飯塚二二 外十七名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第一四四四号 平成九年五月十二日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 大阪府豊中市東泉丘四ノ三ノ一ノ

五〇六 田辺克幸 外三百三十八名

紹介議員 釜本 邦茂君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一四四七号 平成九年五月十二日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 富山市秋ヶ島一八三 阿閉静夫

外十八名

紹介議員 永田 良雄君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一四四八号 平成九年五月十二日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 長野市稲田四六八 藤田佳弘 外

五名

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一四四九号 平成九年五月十二日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 山梨県甲府市古上条町三九一ノ二

清水富雄 外五十七名

紹介議員 中島 眞人君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一四五三三号 平成九年五月十二日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 鳥取市下砂見一六二 有田哲雄

外九名

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一四五四号 平成九年五月十二日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 大分市横尾三、〇五六 石崎幸代

外一名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第一四五五号 平成九年五月十二日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(二通)

請願者 大分市新町五ノ一四ノ九〇一 城

井秀寿 外十八名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一四六〇号 平成九年五月十三日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 京都市右京区宇多野御池町二六ノ

三七 川瀬恵子 外二名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第一四六三三号 平成九年五月十三日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 三重県松阪市殿町一、二九三 長

井源一郎 外二十七名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第一四七〇号 平成九年五月十三日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 熊本県宇土市網引町七二六ノ一

中村孝太郎 外四名

紹介議員 阿曾田 清君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第一四七二二号 平成九年五月十三日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 群馬県前橋市城東町二ノ一四ノ六

安藤太郎 外四名

紹介議員 山本 一太君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第一四七五号 平成九年五月十三日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(三通)

興くじ制度の創設に関する請願(三通)

請願者 福島市杉妻町五ノ七五 河原享

外十六名

紹介議員 佐藤 静雄君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第一四七七号 平成九年五月十三日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(三通)

請願者 福島市岡島字砂入四ノ二 下山田

恵一 外十七名

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一四七九号 平成九年五月十三日受理

大学教員への任期制導入の法制化反対に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷内町桜本三

渡辺卓也 外二千九百九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇七三三号と同じである。

第一四八〇号 平成九年五月十三日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 仙台市青葉区角五郎一ノ六ノ一〇

芳賀繁 外十七名

紹介議員 亀谷 博昭君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一四八二二号 平成九年五月十三日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 仙台市太白区長町五ノ五ノ一 佐

藤典夫 外十名

紹介議員 市川 一朗君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一五〇三三号 平成九年五月十三日受理

大学教員への任期制導入の法制化反対等に関する請願

請願者

京都府久世郡久御山町島田観音田 四〇ノ一 谷村悟 外十四名

紹介議員

阿部 幸代君

大学審議会は昨年十月、大学教員の任期制についての答申を文部大臣に提出し、これを受けて文部省は任期制導入に必要な法案を今国会に提出した。戦前、大学の自治や学問の自由が踏みにじられた苦い経験の反省の上に立って、憲法は「学問の自由はこれを保障する」(第二十二条)と定め、教育公務員特例法などによって大学の自治や大学教員の身分的保障に法的裏付けを与えている。任期制はこれらの法律を改悪して導入しようとするもので、任期制の導入は一応大学が自主的に決定することになっているが、法制化されれば文部省が導入に向けて圧力を強めてくることは明らかである。また、任期制が導入されれば、教員の中には業績審査にパスするために、政府や財界の気に入るようなテーマで比較的短期間に成果を上げられるような研究ばかりを取り上げ、公害防止のような国民生活を守る上で重要なテーマや人類の未来にかかわるような息の長い研究は敬遠される傾向が生ずる。任期制は大学教員に対するリストラであるだけでなく、大学の自治と学問の自由を侵し教育研究の発展の上でも重大なゆがみを引き起こすことになる。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、大学教員への任期制導入を中止し、法制化を行わないこと。

二、任期制の問題点について、徹底した審議を行うこと。

第一五〇八号 平成九年五月十三日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 大分市椿ヶ丘一三ノ五 財前久範

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第二五〇九号 平成九年五月十三日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 大分市新町五ノ一四ノ九〇一 城井美佐子 外七名

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二五二五号 平成九年五月十四日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 愛媛県松山市南町一ノ五ノ二ノ九〇二 権名津朗 外四名

紹介議員 塩崎 恭久君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二五二六号 平成九年五月十四日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 長野市松代町松代九一ノ九 横川正秀 外五名

紹介議員 野沢 太三君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第二五二七号 平成九年五月十四日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 岩手県紫波郡矢巾町白沢七ノ五五 藤原哲夫 外四十七名

紹介議員 高橋 令則君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第二五二八号 平成九年五月十四日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 岩手県盛岡市館向町二六ノ一〇 三田健二郎 外十七名

紹介議員 高橋 令則君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一五二九号 平成九年五月十四日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(三通)

請願者 福島市大森字西ノ内六三ノ四 佐藤洋光 外十七名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一五三〇号 平成九年五月十四日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 岡山県勝田郡奈義町西原六六〇 国富安夫 外七十四名

紹介議員 加藤 紀文君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一五三二号 平成九年五月十四日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 鳥取市北園一ノ二〇三 唐島邦高

紹介議員 常田 享祥君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一五三九号 平成九年五月十四日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 鳥根県出雲市姫原町一七六ノ一 谷本忠士 外九名

紹介議員 青木 幹雄君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一五四三号 平成九年五月十四日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(二通)

請願者 埼玉県入間郡大井町苗間リズムタワ一ノ七〇五 内藤泰章 外十九名

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一五四九号 平成九年五月十五日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 高知市永国寺町六ノ一三 入交太二 外三百六十名

紹介議員 田村 公平君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一五五〇号 平成九年五月十五日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 高知市弥生町一六ノ二七 池田文七 外二百九十九名

紹介議員 平野 貞夫君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一五六五号 平成九年五月十五日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市膝折町四ノ一ノ二 四村井敏夫 外五名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一五六六号 平成九年五月十五日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 長野市鶴賀七瀬五二三ノ一 篠原美恵子 外八名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一五六八号 平成九年五月十五日受理

大学教員への任期制導入の法制化反対に関する請願

請願者 神戸市北区鈴蘭台西町三ノ二ノ一

五七ノ一四三 岡優 外二千八百七十六名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇七三号と同じである。

第一五七〇号 平成九年五月十五日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 滋賀県伊香郡西浅井町八田部二二

三 清水与八郎 外八名

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一五七三号 平成九年五月十五日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 山形市あさひ町一四ノ一〇 吉村

和夫 外九名

紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一五七四号 平成九年五月十五日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二

波部晴行 外七十一名

紹介議員 野間 越君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

五月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、大学の教員等の任期に関する法律案

大学の教員等の任期に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、大学等において多様な知識又は経験を有する教員等相互の学問的交流が不断に行われる状況を創出することが大学等にお

ける教育研究の活性化にとって重要であることにかんがみ、任期を定めることができる場合その他教員等の任期について必要な事項を定めることにより、大学等への多様な人材の受入れを図り、もって大学等における教育研究の進展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 大学 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学をいう。

二 教員 大学の教授、助教授、講師及び助手をいう。

三 教員等 教員及び国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第三章の三から第三章の六までに規定する機関(第六号において「大学共同利用機関等」という)の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者をいう。

四 任期 国家公務員としての教員等若しくは地方公務員としての教員の任用に際して、又は学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ)と教員との労働契約において定められた期間であつて、国家公務員である教員等にあつては当該教員等が就いていた職若しくは他の国家公務員の職(特別職に属する職及び非常勤の職を除く)に、地方公務員である教員にあつては当該教員が就いていた職若しくは同一の地方公共団体の他の職(特別職に属する職及び非常勤の職を除く)に引き続き任用される場合又は同一の学校法人との間で引き続き労働契約が締結される場合を除き、当該期間の満了により退職することとなるものをいう。

(国立又は公立の大学の教員の任期)

第三条 国立又は公立の大学の大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四條第二項に規定する大学管理機関をいい、同法

第二十五條第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ)は、当該大学の教員(常勤勤務の者に限る。以下この条及び次条において同じ)について、次条の規定による任期を定めた任用を行う必要があると認めるときは、教員の任期に関する規則を定めなければならない。

2 国立又は公立の大学は、前項の規定により大学管理機関が教員の任期に関する規則を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の教員の任期に関する規則に記載すべき事項及び前項の公表の方法については、文部省令で定める。

第四条 任命権者は、前条第一項の教員の任期に関する規則が定められている大学について、教育公務員特例法第十条の規定に基づきその教員を任用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任期を定めることができる。

一 先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。

二 助手の職で自ら研究目標を定めて研究を行うことをその職務の主たる内容とするものに就けるとき。

三 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるとき。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて教員を任用する場合には、当該任用される者の同意を得なければならない。

(私立の大学の教員の任期)

第五条 学校法人は、当該学校法人の設置する大学の教員について、前条第一項各号のいずれかに該当するときは、労働契約において任期を定めることができる。

2 学校法人は、前項の規定により教員との労働契約において任期を定めようとするときは、あらかじめ、当該大学に係る教員の任期に関する規則を定めておかなければならない。

3 学校法人は、前項の教員の任期に関する規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該大学の学長の意見を聴くものとする。

4 学校法人は、第二項の教員の任期に関する規則を定め、又はこれを変更したときは、これを公表するものとする。

5 第一項の規定により定められた任期は、教員が当該任期中(当該任期が始まる日から一年以内の期間を除く)にその意思により退職することを妨げるものであつてはならない。

(大学共同利用機関等の職員への準用)

第六条 第三条及び第四条の規定は、大学共同利用機関等の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者について準用する。この場合において、第三条第一項中「国立又は公立の大学の大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四條第二項に規定する大学管理機関をいう。以下同じ)」とあるのは、「文部省令で定めるところにより任命権者」と、同条第二項中「国立又は公立の大学」とあるのは、「文部大臣」と、「大学管理機関」とあるのは、「文部省令で定めるところにより任命権者」と、第四条第一項中「教育公務員特例法第十条の規定に基づきその」とあるのは、「その」と、「任期を」とあるのは、「文部省令で定めるところにより任期を」と読み替へるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成九年五月三十日印刷

平成九年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局